

VIII

〇〇〇に対する課税・グループ法人税制関連 未適用の改正法人税等会計 基準等における留意点

PWC Japan 有限責任監査法人
公認会計士 浅井 敬子

【この章のエッセンス】

- 改正法人税等会計基準等の適用により、法人税等が損益だけでなく、その他の包括利益や株主資本にも計上されることになる。また、グループ法人税制が適用される場合、子会社株式等の売却を意思決定しても、連結財務諸表上、税効果を認識しないことになる。
- 改正法人税等会計基準等は2023年12月期決算に早期適用できないが、未適用の会計基準等に関する注記について検討するため、改正法人税等会計基準等の内容を理解し、該当する取引等の有無について把握する必要がある。

はじめに

2022年10月28日に次の会計基準等の改正基準が公表されて、その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分およびグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式または関連会社株式）の売却に係る税効果に関する改正が行われている（以下、これらの改正基準を合わせて「改正法人税等会計基準等」という）。

・企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、「法人税等会計基準」という）。

・企業会計基準25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「包括利

益会計基準」という）。

・企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、「税効果適用指針」という）

改正法人税等会計基準等は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）の期首から適用され、2023年4月1日以後開始する連結会計年度（事業年度）の期首から早期適用可能となっており、2023年12月期では早期適用できない。しかし、未適用の会計基準等に関する注記において、新しい会計基準等の適用による影響の記載が求められているため、改正法人税等会計基準等の内容を理解し、該当する取引等の有無について把握することが必要となる。そこで、本章では改正法人税等会計基準等の改正の概要および

び実務ポイントについて解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分

(1) 改正の経緯

その他の包括利益に計上された取引または事象（以下、「取引等」という）が課税所得計算上の益金または損金に算入され、法人税等が課される場合がある。改正前の法人税等会計基準では、当事業年度の所得等に対する法人税等⁽¹⁾は、法令に従い算定した額を損益に計上することとされていた。このため、取引等はその他の包括利益に計上されるのに対して、取引等に対して課される法人税等は損益に計上され、税引前当期純利益と税金費用の対応関係が図られていないという意見があった。そこで、その他の包括利益（個別財務諸表においては評価・換算差額等。以下においても同じ）に対して課される法人税等のほか、株主資本に対して課される法人税等も含めて、原則として、課税の対象となった取引等